

# 教育に関する事務の管理及び 執行状況の点検・評価報告書

【対象年度：令和4年度】

令和5年8月  
美里町教育委員会

# 目 次

はじめに	1
I 教育委員会の概要、会議運営等	
1 教育委員会の職務	2
2 教育委員会の事務	3
3 教育委員会組織	4
4 教育委員会関連経費	5
5 教育委員会の会議運営状況	8
6 教育相談の実施状況	17
II 点検・評価	
1 点検・評価の対象と方法	
(1) 点検・評価の対象	21
(2) 点検・評価の方法	22
2 前年度の課題の改善状況	
(1) これまでの教育委員会の点検・評価で明らかになった課題	23
3 点検・評価の結果	
(1) 教育委員会の会議運営	27
(2) 教育委員会が管理及び執行する事務 〈執行状況〉	31
(3) 総合計画を推進するための取組	49
III 評価委員会からの意見	
1 点検・評価の対象と方法について	53
2 点検・評価の結果について	53
IV まとめ	
1 課題と改善策	
(1) 未解決となっている前年度の課題と解決策	55
2 来年度の点検・評価に向けて	57

## はじめに

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっています。

教育委員会の自己点検・自己評価の目的は、合議体の教育委員会が自らの活動のほか、教育長及び教育委員会事務局が執行している教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行うことで、町民への説明責任を果たすことにあります。

また、自己点検・自己評価を行い、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行についての課題を捉え、解決につなげるよう努めることにより、公正かつ適正な教育行政の一層の推進を図るものであります。

# I 教育委員会の概要、会議運営等

## 1 教育委員会の職務

教育委員会の職務は、地方自治法第180条の8の規定により、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することです。教育委員会の職務権限の行使は、地教行法第14条の規定により、合議体である教育委員会の会議の決定により行われます。

教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織します。教育長は、任期が3年で町長が町長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから議会の同意を得て任命します。

委員は、定数が4人で、任期は4年です。町長が町長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから議会の同意を得て任命します。町長が委員を任命するに当っては、①委員定数の過半数以上の者が同一の政党に所属することになってはならないこと、②委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、③委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないことが規定されています。

教育長の職務を規定する「教育委員会の会務を総理」とは、「教育委員会の会議を主宰」すること、「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと、及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」ことを意味しています。教育長は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されておりませんが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものとされています。

### 教育長、委員名簿

職	氏名	就任年月日	任期	備考
教育長	大友義孝	令和3年2月20日	令和6年2月19日	2期
委員 (教育長職務代理者)	留守広行	令和5年2月20日	令和9年2月19日	3期
委員	佐藤キヨ	令和3年2月20日	令和7年2月19日	1期
委員	大森真智子	令和2年2月20日	令和6年2月19日	1期
委員	佐々木忠夫	令和4年4月1日	令和8年3月31日	1期

## 2 教育委員会の事務

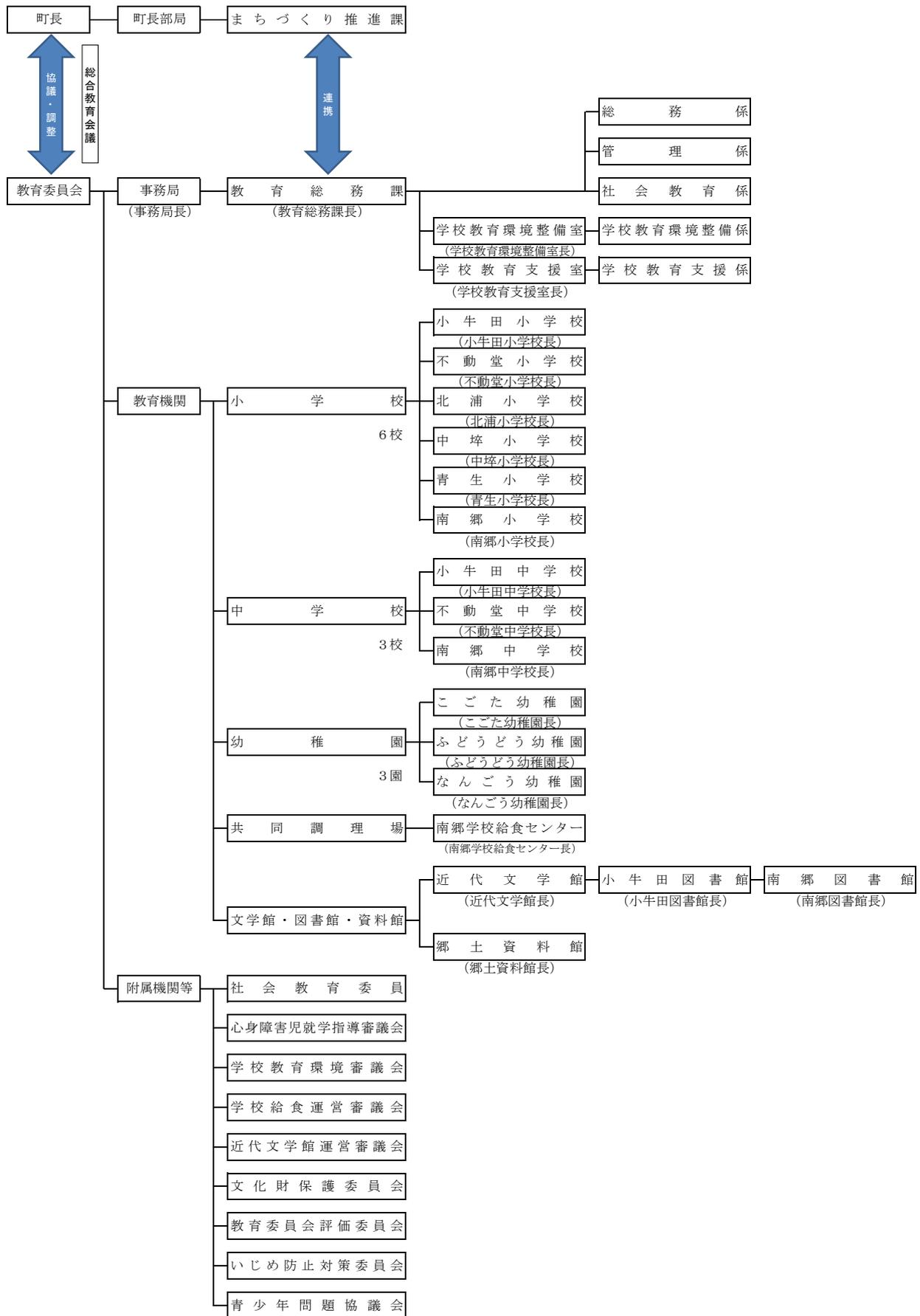
教育委員会は、地教行法第21条に基づき、教育行政を運営しており、その職務権限は、同条に規定されています。その内容は、学校教育、社会教育、スポーツ、文化、文化財の保護等多岐にわたる事務を行うものであり、その対象は子供から大人までと幅広いものです。

※スポーツに関する事及び文化に関する事については、地教行法第23条の規定に基づき、町長が管理・執行しています。

町長の権限に属する事務について、美里町長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の規定に基づき、次に掲げる5つの事務を委任されています。

- ・美里町立幼稚園預かり保育料等徴収条例（平成18年美里町条例第92号）の規定による預かり保育料等の減免に関する事。
- ・美里町学校給食費に関する条例（平成27年美里町条例第34号）の規定による給食費の額の決定及び減額に関する事。
- ・教育財産の使用料の減免に関する事。
- ・美里町奨学資金貸付条例（平成18年美里町条例第94号）で定める事項に関する事。
- ・美里町環境教育基金条例（平成18年美里町条例第211号）で定める事項に関する事。

地教行法第25条第1項の規定に基づき、教育委員会はその権限に属する事務の一部を教育長に委任しており、又は臨時に執行する必要がある場合は教育長をして臨時に代理しています。



## 4 教育委員会関連経費

令和4年度 一般会計決算 (歳出10款教育費及び13款災害復旧費)

(※10款教育費については、5項4目の文化会館費、6項1目の保健体育総務費の一部、6項2目の体育施設費を13款災害復旧費については、3項2目の保健体育施設災害復旧費を町長部局で執行していることから、記載から除いています。)

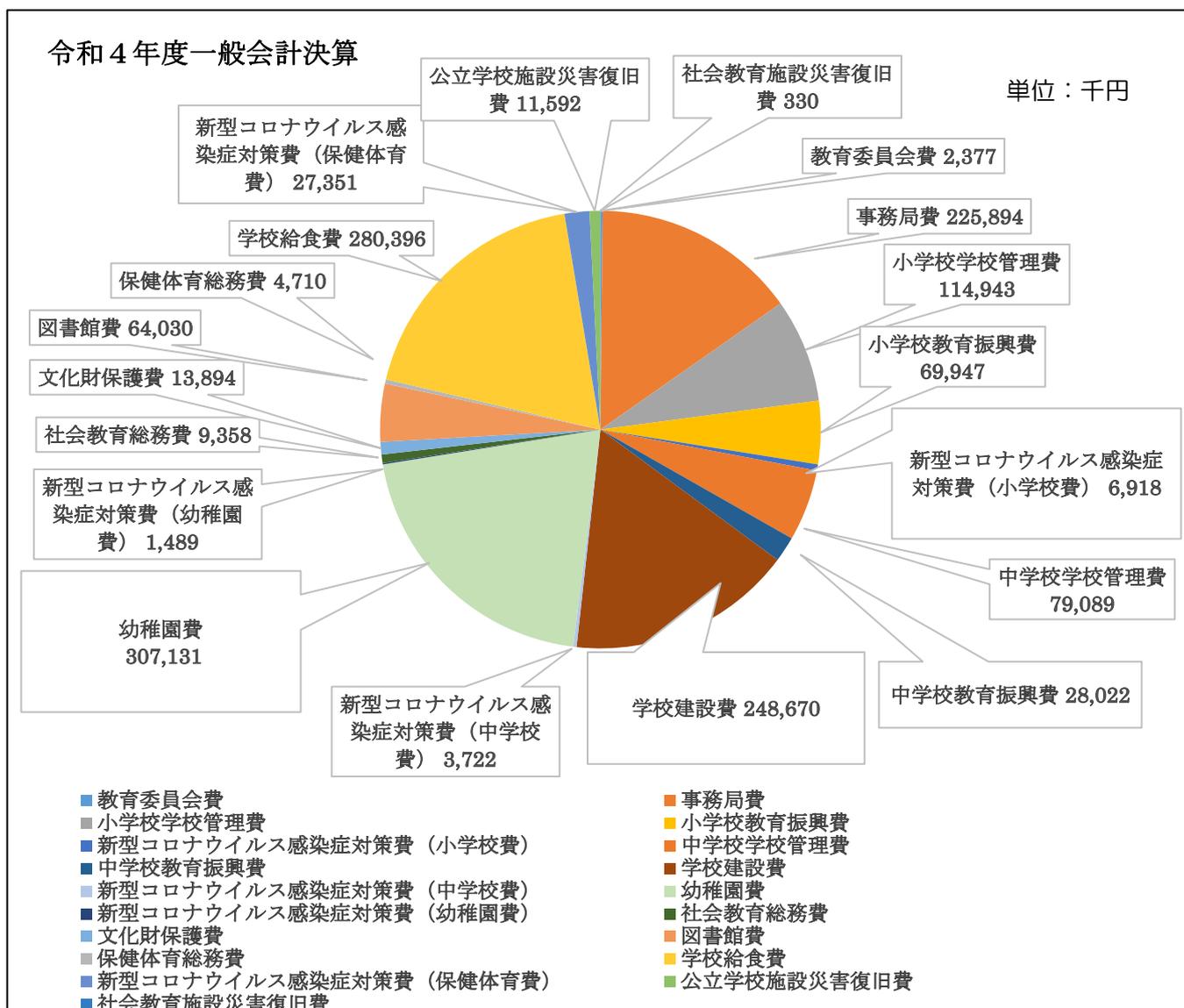
単位:千円

款 項 目	令和4年度 決算額 A	繰越 明許費	事故繰越	令和3年度 決算額 B	前年対比 A-B
10教育費	1,646,299			1,206,626	439,673
1教育総務費	228,271			217,924	10,347
1教育委員会費	2,377			2,566	△ 189
2事務局費	225,894			215,358	10,536
3新型コロナウイルス感染症対策費	0			0	0
2小学校費	191,808			181,912	9,896
1学校管理費	114,943			103,229	11,714
2教育振興費	69,947			68,021	1,926
3新型コロナウイルス感染症対策費	6,918			10,662	△ 3,744
3中学校費	359,503			110,718	248,785
1学校管理費	79,089			68,235	10,854
2教育振興費	28,022			30,641	△ 2,619
3学校建設費	248,670			0	248,670
4新型コロナウイルス感染症対策費	3,722			11,842	△ 8,120
4幼稚園費	308,620			283,708	24,912
1幼稚園費	307,131			280,953	26,178
2新型コロナウイルス感染症対策費	1,489			2,755	△ 1,266
5社会教育費	119,848			111,400	8,448
1社会教育総務費	9,358			9,440	△ 82
2文化財保護費	13,894			15,411	△ 1,517
3図書館費	64,030			86,549	△ 22,519
5新型コロナウイルス感染症対策費	0			0	0
6保健体育費	438,248			300,964	137,284
1保健体育総務費	4,710			357	4,353
3学校給食費	280,396			290,715	△ 10,319
4新型コロナウイルス感染症対策費	27,351			9,892	17,459
13災害復旧費	18,083			0	18,083

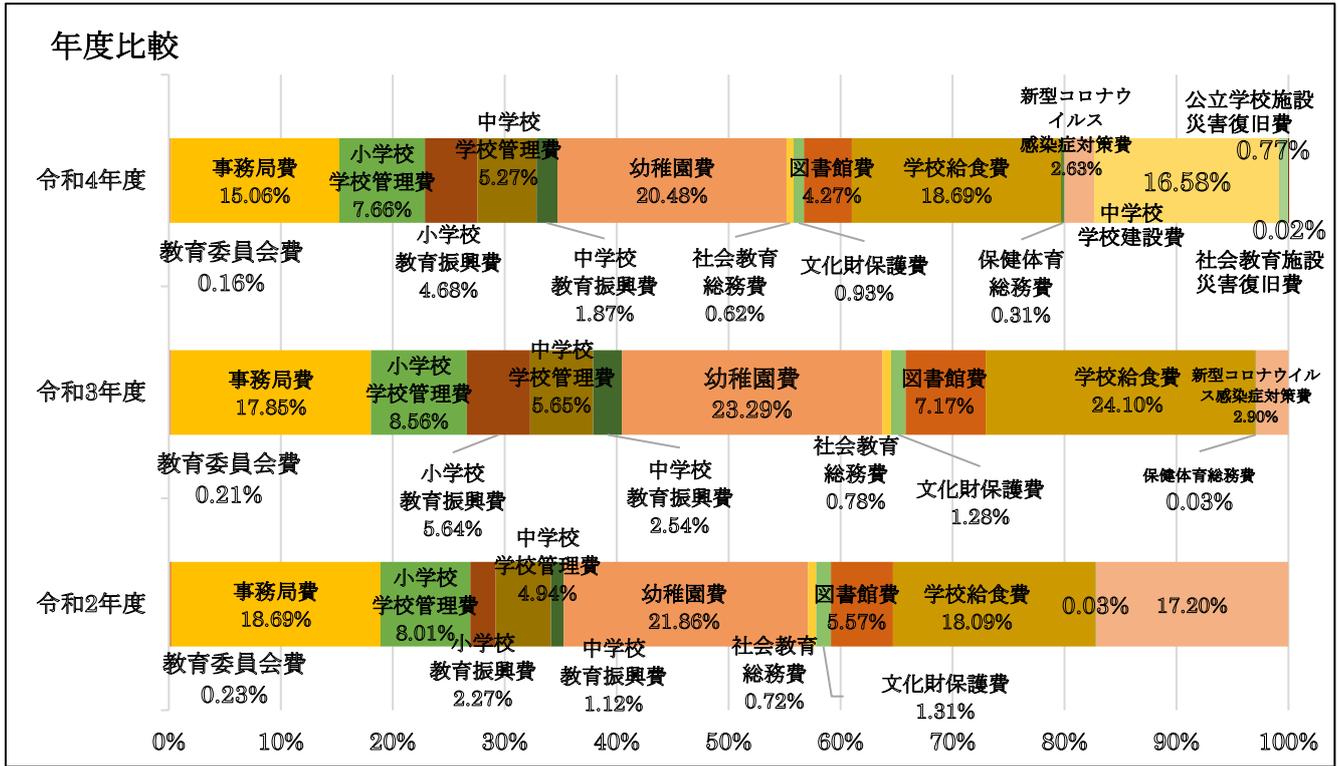
3文教施設災害復旧費	18,083			0	18,083
1 公立学校施設災害復旧費	11,592			0	11,592
3 社会教育施設災害復旧費	330			0	330

※13款の災害復旧費については、令和4年3月16日に福島県沖で発生した地震による災害に対し、小学校、中学校、幼稚園及び図書館施設の復旧費として支出したものです。

令和4年度美里町一般会計歳出決算額11,479,381千円に対し、教育委員会が管理する教育費及び災害復旧費は14.7%です。



# 年度比較



5 教育委員会の会議運営状況									
種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
臨時	令和4年4月16日	4	報告	3	1	報告第1号 専決処分の報告について（美里町教育委員会専決第5号）（美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について）	2	5	1
	午後1時30分開議				2	報告第2号 専決処分の報告について（美里町心身障害児就学指導審議会の答申の受理及び承認について）	2	4	
	午後2時10分閉会				3	報告第3号 第2期美里町教育振興基本計画（第2次美里町教育大綱）の改訂について	2	4	
	(40分)		審議	7	1	議案第1号 美里町新中学校開校準備委員会委員の委嘱について	2	5	
					2	議案第2号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について	1	5	
					3	議案第3号 美里町学校給食運営審議会委員の委嘱について	2	5	
					4	議案第4号 美里町文化財保護委員会委員の任命について	2	5	
					5	議案第5号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について	2	5	
					6	議案第6号 美里町奨学資金貸付審査委員会委員の任命について	3	6	
					7	議案第7号 美里町社会教育委員の委嘱について	2	5	
			計				20	49	
定例	令和4年4月25日	4	報告	4	1	教育長報告	1	2	0
	午後1時30分開議				2	報告第4号 新型コロナウイルス感染症について	6	25	
	午後4時15分閉会				3	報告第5号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（3月分）について	6	38	
	(2時間45分)				4	報告第6号 基礎学力向上等について	6	41	
			審議	4	1	議案第8号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について	2	5	
					2	議案第9号 美里町特別支援教育連携協議会委員の委嘱について	2	5	
					3	議案第10号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	2	6	
					4	議案第11号 美里町奨学資金貸付けの決定について	2	6	
			協議	1	1	令和4年度美里町の教育について	3	14	
			その他	2	1	行事予定等について	1	2	
					2	令和4年5月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	2	
			計				32	146	

種別	年月日	出席 委員	項目	件数	No.	内容	発言 者数	発言 回数	傍聴者
定例	令和4年5月30日	4	報告	6	1	教育長報告	1	2	0
	午後1時30分開議				2	報告第7号 専決処分の報告について（美里町教育委員会専決第1号）（学校医の委嘱について）	2	4	
	午後4時10分閉会				3	報告第8号 令和4年度美里町議会5月会議について	2	4	
	(2時間40分)				4	報告第9号 新型コロナウイルス感染症について	2	5	
					5	報告第10号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（4月分）について	5	21	
					6	報告第11号 基礎学力向上等について	4	17	
			協議	5	1	令和4年度美里町の教育について	5	27	
					2	令和4年度美里町議会6月会議について	2	5	
					3	美里町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例について	3	7	
					4	美里町新中学校開校準備委員会の協議内容について	1	42	
					5	団体からの質問について	6	16	
			その他	3	1	行事予定等について	1	1	
					2	美里町学校評議員について	4	8	
					3	令和4年6月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	1	
			計				39	160	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
定例	令和4年6月27日	3	報告	11	1	教育長報告	1	2	0
	午後1時30分開議				2	報告第12号 令和4年度美里町議会6月会議について	2	5	
	午後5時5分開会				3	報告第13号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
	(3時間35分)				4	報告第14号 区域外就学について	1	2	
					5	報告第15号 指定校の変更について	5	23	
					6	報告第16号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(5月分)について	1	2	
					7	報告第17号 基礎学力向上等について	5	44	
					8	報告第18号 美里町新中学校整備等事業について	2	4	
					9	報告第19号 美里町新中学校開校準備委員会について	2	12	
					10	報告第20号 美里町立小学校ESD(環境教育)推進事業の実施について	3	27	
					11	報告第21号 行政文書開示請求について	1	3	
			協議	4	1	令和5年度使用教科用図書の採択について	2	8	
					2	団体からの質問について	2	4	
					3	教育に関する事務の管理及び進行状況の点検・評価について	2	8	
					4	職員の人事管理について	4	7	
			その他	2	1	行事予定について	4	12	
					2	令和4年7月美里町教育委員会定例会の開催日について	4	12	
			計				43	179	
定例	令和4年7月28日	4	報告	11	1	教育長報告	1	2	0
	午後1時30分開議				2	報告第22号 令和4年度美里町議会7月会議のについて	2	4	
	午後3時10分開会				3	報告第23号 新型コロナウイルス感染症について	2	6	
	(1時間40分)				4	報告第24号 区域外就学について	2	4	
					5	報告第25号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(6月分)について	2	4	
					6	報告第26号 基礎学力向上等について	2	4	
					7	報告第27号 美里町新中学校開校準備委員会について	2	4	
					8	報告第28号 美里町新中学校整備等事業について	1	4	
					9	報告第29号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について	2	5	
					10	報告第30号 運動部活動の地域移行について	3	6	
					11	報告第31号 仙台市立南小泉中学校夜間学級に関する協定書の締結について	2	4	
			審議	1	1	議案第12号 令和5年度使用教科用図書の採択について	2	4	
			協議	1	1	短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について	2	5	
			その他	2	1	行事予定等について	2	6	
					2	令和4年8月美里町教育委員会定例会の開催日について	2	6	
			計				29	68	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者	
臨時	令和4年8月10日	4	協議	4	1	教育に関する事務の管理及び進行状況の点検・評価について	6	46	0	
	午前9時30分開議				2	美里町心身障害児就学指導審議会運営規則の一部を改正する規則について	3	10		
	午前11時53分閉会				3	団体からの質問について	1	4		
	(2時間23分)				4	提案事業について	7	60		
			計				17	120		
定例	令和4年8月29日	4	報告	7	1	教育長報告	1	1	0	
	午後1時30分開議				2	報告第32号 新型コロナウイルス感染症について	2	7		
	午後4時23分閉会				3	報告第33号 区域外就学について	1	2		
	(2時間53分)				4	報告第34号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(7月分)について	6	41		
						5	報告第35号 基礎学力向上等について	6	26	
						6	報告第36号 美里町新中学校開校準備委員会について	4	24	
						7	報告第37号 美里町新中学校整備等事業について	3	12	
				審議	2	1	議案第13号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の任命について	2	5	
						2	議案第14号 美里町心身障害児就学指導審議会運営規則の一部を改正する規則	2	8	
				協議	3	1	令和4年度美里町議会9月会議について	2	5	
						2	団体からの質問について	1	2	
						3	美里町教育委員会への請願について	2	4	
				その他	2	1	行事予定等について	1	3	
						2	令和4年9月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	3	
				計				34	143	
定例	令和4年9月26日	4	報告	8	1	教育長報告	1	2	0	
	午後1時30分開議				2	報告第38号 令和4年度美里町議会9月会議について	2	4		
	午後4時13分閉会				3	報告第39号 新型コロナウイルス感染症について	3	11		
	(2時間43分)				4	報告第40号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(8月分)について	6	52		
						5	報告第41号 基礎学力向上等について	3	11	
						6	報告第42号 美里町新中学校開校準備委員会について	4	19	
						7	報告第43号 美里町新中学校整備等事業について	2	6	
						8	報告第44号 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大について	2	9	
				審議	1	1	議案第15号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則について	2	6	
				協議	3	1	美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について	2	9	
						2	美里町における不登校支援(案)及び新中学校開校準備について	6	52	
						3	美里町立幼稚園、小・中学校における環境教育の方向性について	2	8	
				その他	2	1	行事予定等について	4	14	
						2	令和4年10月美里町教育委員会定例会の開催日について	4	14	
				計				43	217	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
定例	令和4年10月28日	4	報告	9	1	教育長報告	1	2	1
	午後1時30分開議				2	報告第45号 令和4年度美里町議会10月会議について	2	4	
	午後4時28分閉会				3	報告第46号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
	(2時間58分)				4	報告第47号 区域外就学について	1	2	
					5	報告第48号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(9月分)について	4	50	
					6	報告第49号 基礎学力向上について	6	28	
					7	報告第50号 美里町新中学校開校準備委員会について	2	4	
					8	報告第51号 美里町新中学校整備等事業について	2	6	
					9	報告第52号 美里町心身障害児就学指導審議会の答申について	2	8	
			協議	4	1	第2期美里町子ども・子育て支援事業計画の改訂について	3	21	
					2	特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の就学先について	4	50	
					3	美里町における不登校支援(案)について	4	50	
					4	美里町教育委員会の事務について	2	4	
			その他	3	1	団体からの質問について	1	6	
					2	行事予定等について	1	6	
					3	令和4年11月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	6	
			計				38	251	
定例	令和4年11月25日	4	報告	7	1	教育長報告	2	4	1
	午後1時30分開議				2	報告第53号 新型コロナウイルス感染症について	3	9	
	午後4時20分閉会				3	報告第54号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(10月分)について	4	15	
	(2時間50分)				4	報告第55号 基礎学力向上等について	4	15	
					5	報告第56号 美里町新中学校開校準備委員会について	3	12	
					6	報告第57号 美里町新中学校整備等事業について	2	4	
					7	報告第58号 令和5年度に関する会計年度任用職員の地方公務員共済短期給付等の加入について	2	4	
			審議	1	1	議案第16号 美里町近代文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	2	8	
			協議	4	1	令和4年度美里町議会12月会議について	2	4	
					2	美里町いじめ問題対策連絡協議会委員の推薦について	2	4	
					3	団体からの質問について	2	5	
					4	学校教育支援室の設置について	6	18	
			その他	2	1	行事予定等について	1	3	
					2	令和4年12月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	3	
			計				34	104	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
定例	令和4年12月26日	4	報告	9	1	教育長報告	1	2	1
	午後1時34分開議				2	報告第59号 令和4年度美里町議会11月会議について	2	5	
	午後15時50分閉会				3	報告第60号 令和4年度美里町議会12月会議について	2	5	
	(2時間16分)				4	報告第61号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
					5	報告第62号 基礎学力向上等について	5	13	
					6	報告第63号 美里町新中学校整備等事業について	3	8	
					7	報告第64号 令和5年度における会計年度任用職員の雇入条件について	2	4	
					8	報告第65号 区域外就学について	4	2	
					9	報告第66号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(11月分)について	4	51	
			協議	3	1	美里町学校給食運営審議会への諮問について	2	5	
					2	特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の就学先について	2	6	
					3	美里町教育委員会教育長に対する事務の委任等について	2	4	
			その他	2	1	行事予定等について	1	4	
					2	令和5年1月美里町教育委員会定例会の開催日について	1	4	
			計				33	117	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
定例	令和5年1月27日	4	報告	11	1	教育長報告	1	1	0
	午後1時30分開議				2	報告第67号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
	午後3時03分閉会				3	報告第68号 基礎学力向上等について	2	3	
	(1時間33分)				4	報告第69号 美里町新中学校開校準備委員会について	2	6	
					5	報告第70号 美里町新中学校整備等事業について	2	3	
					6	報告第71号 学校給食に関するアンケート調査結果について	5	21	
					7	報告第72号 美里町学校給食運営審議会の答申について	2	3	
					8	報告第73号 令和5年度学校給食用食材の取引業者の決定について	2	6	
					9	報告第74号 区域外就学について	2	4	
					10	報告第75号 指定校の変更について	2	4	
					11	報告第76号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(12月分)について	5	19	
			協議	3	1	令和5年度美里町学校給食費の額について	4	13	
					2	令和5年度施政方針(案)について	2	6	
					3	特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の就学先について	2	4	
			その他	4	1	行事予定等について	2	7	
					2	大崎地域広域行政事務組合教育委員会委員の推薦について	2	7	
					3	令和5年2月美里町教育委員会臨時会の開催日について	2	7	
					4	令和5年2月美里町教育委員会定例会の開催日について	2	7	
			計				43	125	
臨時	令和5年2月13日	4	報告	1	1	報告第77号 美里町いじめ防止対策委員会の答申について	4	9	0
	午前9時30分開議		協議	1	1	令和5年度美里町立小中学校管理職員の人事について	1	4	
	午後9時52分閉会								
	(22分)								
			計				5	13	

種別	年月日	出席委員	項目	件数	No.	内容	発言者数	発言回数	傍聴者
定例	令和5年2月27日	4	報告	8	1	教育長報告	1	1	0
	午後1時30分開議				2	報告第78号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
	午後3時20分閉会				3	報告第79号 基礎学力向上等について	3	9	
	(1時間50分)				4	報告第80号 美里町新中学校開校準備委員会について	2	4	
					5	報告第81号 美里町新中学校整備等事業について	2	4	
					6	報告第82号 区域外就学について	2	3	
					7	報告第83号 指定校の変更について	2	3	
					8	報告第84号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(1月分)について	3	4	
			協議	6	1	令和4年度美里町議会3月会議について	3	6	
					2	美里町教育委員会組織規則の一部改正する規則について	3	6	
					3	美里町奨学資金貸付審査委員会設置規則の一部を改正する規則について	2	4	
					4	美里町学校教育専門指導員設置規則を廃止する規則について	2	4	
					5	美里町特別支援教育専門員設置規則を廃止する規則について	2	4	
					6	美里町教育委員会事務局の組織改編に係る美里町長への協議について	4	8	
			その他	5	1	行事予定等について	4	16	
					2	中学校体育連盟における保護者の負担金について	4	16	
					3	今後の中学校における部活動の在り方について	4	16	
					4	令和4年度美里町立小中学校卒業式及び幼稚園修了式について	4	16	
					5	令和5年3月美里町教育委員会定例会の開催日について	4	16	
			計				<b>53</b>	<b>144</b>	
定例	令和5年3月27日	4	報告	7	1	教育長報告	1	1	0
	午後1時30分開議				2	報告第85号 令和4年度美里町議会3月会議について	5	22	
	午後4時13分閉会				3	報告第86号 新型コロナウイルス感染症について	2	4	
	(2時間43分)				4	報告第87号 基礎学力向上等について	7	52	
					5	報告第88号 美里町新中学校整備事業等について	2	3	
					6	報告第89号 後藤家文書整理解読事業について	2	4	
					7	報告第90号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導(2月分)について	4	24	
			審議	4	1	議案第17号 美里町教育委員会組織規則等の一部を改正する規則について	2	6	
					2	議案第18号 学校医の委嘱について	2	5	
					3	議案第19号 学校歯科医の委嘱について	2	5	
					4	議案第20号 学校薬剤師の委嘱について	2	5	
			協議	2	1	特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の就学先について	2	6	
					2	職員人事について	1	1	
			その他	4	1	行事予定等について	8	57	
					2	はなみずき教室について			
					3	令和5年度美里町立小中学校入学式及び幼稚園入園式について			
					4	令和5年4月美里町教育委員会定例会の開催日について			
			計				<b>42</b>	<b>195</b>	

教育委員会の会議運営状況集計表

No	開催月日	定例	臨時	出席 委員	報告	審議	協議	その他	発言 者数	発言 回数	傍聴者	備考
1	4月16日		○	4	3	7	0	0	20	49	1	
2	4月25日	○		4	4	4	1	2	32	146	0	
3	5月30日	○		4	6	0	5	3	39	160	0	
4	6月27日	○		3	11	0	4	2	43	179	0	
5	7月28日	○		4	11	1	1	2	29	68	0	
6	8月10日		○	4	0	0	4	0	17	120	0	
7	8月29日	○		4	7	2	3	2	34	143	0	
8	9月26日	○		4	8	1	3	2	43	217	0	
9	10月28日	○		4	9	0	4	3	38	245	1	
10	11月25日	○		4	7	1	4	2	34	104	1	
11	12月26日	○		4	9	0	3	2	33	117	1	
12	1月27日	○		4	11	0	3	4	43	125	0	
13	2月13日		○	4	1	0	1	0	5	13	0	
14	2月27日	○		3	8	0	6	5	53	144	0	
15	3月27日	○		4	7	4	2	4	42	195	0	
計		12	3	58	102	20	44	33	505	2,025	4	

※ 出席委員は教育長を除く人数となる。

※ 発言者数及び発言回数は会議出席者全員のものである。

## 6 教育相談の実施状況

令和4年4月～令和5年3月

青少年教育相談員の相談件数

※（ ）内は特別支援教育専門員の相談件数

月	教育相談件数														定期巡回訪問	はなみづき教室	主な内容
	来庁相談				電話相談				訪問相談								
	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関	子供	親	教員	関連機関					
4												1	3	7	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換		
5		(2)					(1)		(1)	3 (2)	1	8	10	(関) 子ども家庭課情報交換			
6		(2)					1 (2)			5	1	2	10	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換			
7		3		1			(3)	(2)	(3)	1	1		6	(関) 要対協議 (親) はなみづき教育相談会 (関) 子ども家庭課情報交換			
8						4		(1)				2	1	7	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換		
9		(1)						(2)		3	1	4	13	(関) 子ども家庭課情報交換			
10		1								2	1	3	11	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換			
11		(2)				(1)	1	(2)		9	1	4	9	(関) 子ども家庭課情報交換			
12		1					3 (1)			3 (2)	1	1	8	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換 (親) はなみづき教育相談会			
1		1					1 (1)			6	1	5	10	(関) 子ども家庭課情報交換 (親) はなみづき教育相談会			
2	1									13	1	7	8	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換 (関) 要対協議			
3	4					(1)	(4)			2	1	1	10	(関) SSW情報交換 (関) 子ども家庭課情報交換			
小計	5	6	0	1	0	4	6	0	0	0	47	13	39	109			
合計	12				10				60				39	109			
総計	230																

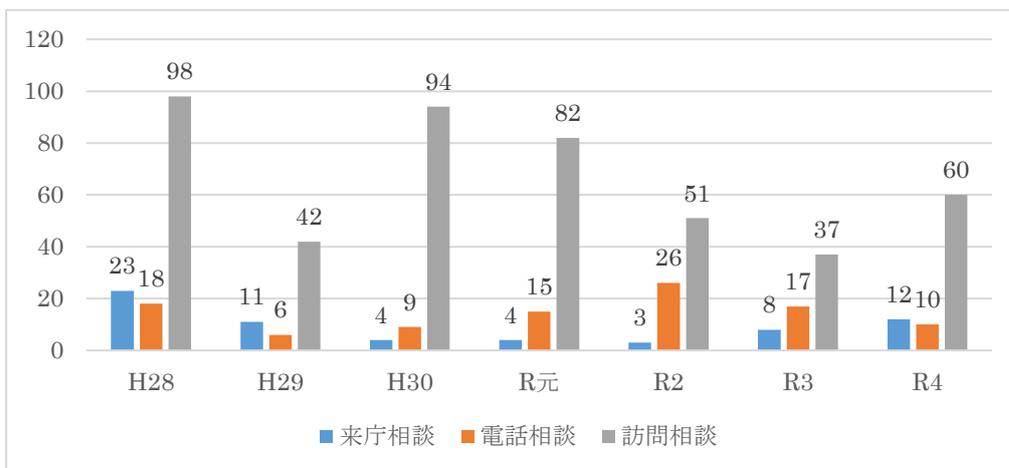
特別支援教育専門員の相談件数

小計	0	7			0	2	11	8	0	4	4		39		就学相談：36件 定期巡回訪問：39件
合計	7				21				8				39		
総計	75														

教育相談の実施状況

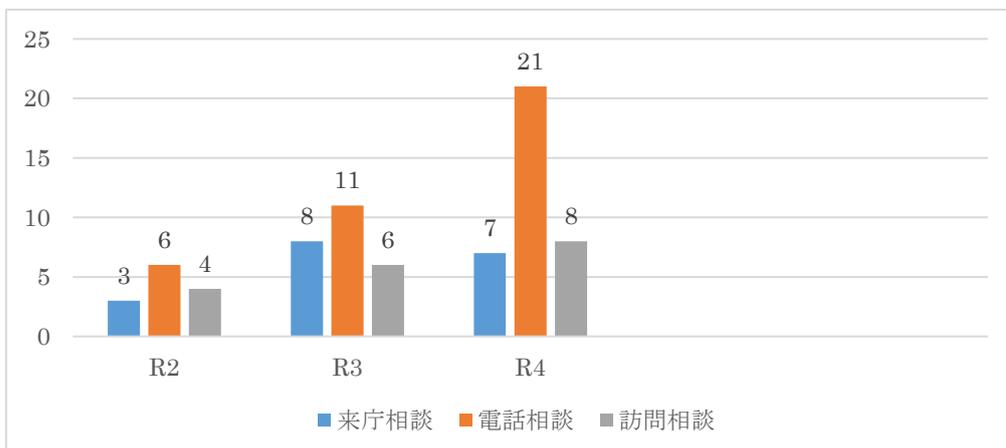
(1) 青少年教育相談員の相談件数

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
来庁 相談	23	11	4	4	3	8	12
電話 相談	18	6	9	15	26	17	10
訪問 相談	98	42	94	82	51	37	60



(2) 特別支援教育専門員の相談件数

年度 項目	R2	R3	R4
来庁 相談	3	8	7
電話 相談	6	11	21
訪問 相談	4	6	8



青少年教育相談員への相談内容及び対応状況

相談区分	相談内容	対応状況
教員	不登校気味生徒の外部機関紹介に関する相談	不登校ネットワークを紹介した。
	生徒指導関連についての機関紹介に関する相談	子ども家庭課を紹介した。
	生徒指導の対応方法についての相談	スクールソーシャルワーカー活用及び校内でのケース会議の実施を提案した。
親	子供が嫌がらせを受けている。	所属校の学校長へ相談内容について、通知した。
	子供が不登校気味である。	はなみずき教室を紹介し、相談内容について所属校の学校長へ通知した。

特別支援教育専門員への相談内容及び対応状況

相談区分	相談内容	対応状況
関連機関	特別支援学校より、保護者より提出のあった診断書と希望する支援学級の要件に差異がある。	専門員により、保護者と面談を実施し、関係機関と調整の上、再度診断書の発行となり希望する支援学級への通級となった。
	特別支援学校より、入学を希望する子供について面談を実施した時の様子について照会があった。	専門員が保護者及び児童と面談を実施した時の様子を説明し、入学後の児童の指導に繋がる情報の提供を行った。
	特別支援学校より、入学後の児童の様子及び保護者との面談を実施した結果について、情報提供の依頼があった。	特別支援学校での対応を共有しつつ、保護者との面談の中で家庭の様子をヒアリングしていたため、支援学校へ関連する情報の提供を行った。
教員	特別支援学級在籍児童の言動に対する対応方法について	現在の児童の様子についてヒアリングを実施の上、対応方法について助言を行った。
	情緒学級に入級できる要件の確認	宮城県に確認の上、入級要件を学校に伝達した。
	短期であるが、学校に籍を置く児童について、言語面（英語が母語の為）での不安がある為、入学する学年を年齢に合わせるべきか。	専門員により保護者及び学校と調整の上、面談を実施し、学校での生活に対応できることを確認の上、年齢に合わせた学年の入学となった。
親	通常学級と支援学級のどちらに入級すれば良いか悩んでいる。	在籍する学校に専門員同席の上で面談を実施し、通常学級と特別支援学級それぞれの指導方法や対応について説明の上、特別支援学級への入級となった。
	重複する障害をもっているが、どの支援学級に入級すれば良いか。	健康福祉課の保健師が同席の上、保護者と面談を実施し、現状の聞き取り及び助言実施し、支援学校と調整の上、現状に合った支援学級に入級となった。

相談区分	相談内容	対応状況
親	<p>子供が聴覚に障害を抱えており、コミュニケーションに不安を抱えている。通常学級を希望していることから、指定校変更により、児童数の多い学校で多くの人と話す機会を設けたい。</p>	<p>希望する学校と調整の上、指定校変更の手続きにより、希望する学校へ入学となった。</p>
	<p>小学校の授業を参観し、支援学級に入級するかを判断したい。</p>	<p>入学予定の学校と調整の上、保護者の授業参観を実施し、その後担当職員面談の上、特別支援学級に入級となった。</p>

## Ⅱ 点検・評価

### 1 点検・評価の対象と方法

#### (1) 点検・評価の対象

広範囲にわたる教育委員会の権限に属する事務を網羅し、その管理及び執行状況を点検・評価するため、前年度に引き続き、1) 意思決定のための事務として「教育委員会の会議運営」、2) 法制上規定された事務として「教育委員会が管理及び執行する事務」、3) 政策を推進するための事務として「美里町総合計画・総合戦略（以下「総合計画」という。）を推進するための取組」の三つの項目を点検評価の対象としました。

##### 1) 教育委員会の会議運営

教育委員会は教育長と4人の委員で構成する合議体の執行機関です。また、町長から独立した行政委員会である教育委員会の意思決定の行使は合議体として教育委員会の会議において行われます。教育委員会が合議体の執行機関としての機能をしっかりと果たしていくためには、教育委員会の会議が常に積極的に開催され、会議においては充実した審議が行われなければなりません。そしてそれに基づく適切な意思決定が行われなければなりません。こうしたことから、教育委員会の意思決定の場である会議の運営を点検・評価の対象の一つとする必要があると考え、対象項目とするものです。

##### 2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条に、教育委員会が管理及び執行する事務が規定されています。地教行法第21条に規定された教育に関する事務は、教育委員会に職務権限を与えられたものであると同時に、教育委員会が責任を持って果たすべき職務でもあります。このように法律に規定されている教育に関する事務を、美里町教育委員会が行ったもの及び地教行法第25条に規定された美里町教育委員会教育長への委任等によって行ったものについてどのように処理しているかを点検・評価しなければならないと考えたことから、地教行法第21条各号及び第25条に規定されている事務を点検・評価の対象項目とするものです。

##### 3) 総合計画を推進するための取組

まちづくりを計画的かつ総合的に進めていくために総合計画が策定されています。総合計画では「第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくり」の中で2つの教育政策と5つの施策が掲げられています。

教育委員会では、総合計画の進行管理に基づき、この5つの施策の主な事業について、施策ごとにその事務の管理及び執行状況について点検・評価を行います。

## (2) 点検・評価の方法

### 1) 点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ

教育委員会の事務局において、各担当係から、事務の管理及び執行状況、その自己点検・評価内容を聞き取り、事務局が点検・評価をした上で原案を作成しました。その原案をたたき台に教育委員会で協議をしました。

↓

教育委員会で協議し、作成した報告書案を教育委員会評価委員会に諮り、教育委員会評価委員会に意見を求めました。

↓

教育委員会評価委員会の意見を教育委員会にフィードバックして、再度審議を行い、最終の報告書を作成しました。

### 2) 点検・評価の作業

点検・評価は、その結果を今後の取組の改善につなげていくことを目的の一つとしていることから、初めに前年度に実施した点検・評価によって発見された改善すべき課題が、その後どのように改善されているか確認しました。

次に、これまでと同様に、点検・評価の対象とした三つの項目について、できるだけ詳細にわたり点検・評価を行いました。

また、「教育委員会が管理及び執行する事務」について関連法令が遵守されているかを点検するための関係法令チェックシートを作成して、一つ一つについて法令の遵守状況を点検する作業を行いました。

### 3) 学識経験を有する者の知見の活用

地教行法第26条第2項の規定により、教育に関して学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされているため、点検及び評価については美里町教育委員会評価委員会条例第3条の規定に基づき、教育委員会評価委員会委員に意見をいただきました。

#### 【美里町教育委員会評価委員会委員】

No	氏名	経歴等
1	佐々木 勝 基	元小牛田小学校長
2	小 野 祐 哉	元南郷中学校PTA会長
3	葛 西 美智子	塾講師

任期：令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

## 2 前年度の課題の改善状況

### (1) これまでの教育委員会の点検・評価で明らかになった課題の改善状況

#### 1) 非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正する。

幼稚園における全体の職員数に占める会計年度任用職員（非常勤職員）の割合は、前年度の61パーセントから58パーセントに減少しました。

幼稚園教諭においては、前年度の44パーセントから49パーセントに増加しました。

町当局との協議においては、財政的理由等により正規職員の増加は難しい状況であります。今後は、会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で、幼児にとって充実した教育・保育の提供が求められます。

第2次総合計画では、「就学前の子どもの教育と保育を一体的なものとして捉え、幼稚園と保育所の良さをあわせもつ認定こども園について、公立施設の民間移行も視野に入れながら教育委員会と連携し検討を進めます。」と示されていることから、認定子ども園移行に係る事業の主体となる町長部局と連携しつつ、民間事業者の影響を考慮した今後の幼稚園及び保育所全体の人員配置について、協議してまいります。

#### 2) 会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫が必要である。

×改善されていない

令和4年度においては、住民が傍聴しやすい開催方法、日時等について検討することとしておりましたが、教育委員会事務局において調査・研究できず、教育長が教育委員会の会議の議事として提案することができなかったため、具体的な検討はできていません。

今後、他市町村の事例等を参考にし、住民が傍聴しやすい開催方法等について、動画配信サービスによる公開も含めて教育委員会で具体的に検討していきます。

#### 3) 学校の評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員（会）のあり方を考える必要がある。

×改善されていない

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から、教育委員会の事務職員等が評議員会に参加できませんでした。新型コロナウイルス

ス感染の感染状況に応じて、出席する方法等を考えてまいります。

また、年度内の評議員会で集約された意見については、教育委員会で共有し、次年度以降の学校運営及び事業改善につながるよう協議してまいります。

- 4) 重要な課題である非常勤職員が正規職員より多い現状について、難しい問題であると思われるが、改善できるよう粘り強く町当局に働きかける必要がある。

教育委員会における全体の職員数に占める会計年度任用職員（非常勤職員）の割合は、前年度同様、70パーセントでした。

町当局との協議では、財政的理由等から正規職員の増加は難しい状況であり、美里町定員適正化計画に示すように今後は財政的理由等から計画的な職員配置が予定していることから、会計年度任用職員の比率が高い人員体制の中で提供する教育サービスの質を向上させるために、各職種に応じた資質向上の研修について、教育委員会で検討してまいります。

- 5) 学校再編に関する情報公開については、新中学校がよりイメージできるようコンセプトや校歌、制服、運動着の制定等、ソフト面の積極的な公開をする必要がある。

令和4年度は美里町新中学校開校準備委員会において、新中学校の校名を選定したほか、制服、スクールバスのルート、教育目標、部活動について協議をしました。その結果については、ホームページ及び広報により住民への公開をしました。

- 6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに関する制度の周知方法について保護者にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

保護者への周知方法については、フローチャート及びQ&Aによる案内を作成し、入学式や懇談会等の時期に保護者へ配布、説明を行うことにより、制度の理解が行き届くよう実施しました。

- 7) 青少年の自主活動グループ（ボランティアやまちづくり活動）が活動できる場所、自主活動を支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると考えられるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

×改善されていない

令和4年度は館内のポップコーナーで、テーマを問わず自分の勧めたい本をポップで表現するという「本の三国志～天下統一戦～」という企画展を開催するにあたり、町内の各中学校に依頼文書及びチラシを配布し、中学3年生を対象とした参加者を募集しました。その成果として、各生徒が興味や

関心を持った本を様々な表現によって、その魅力を伝える機会に繋がりました。自主活動グループの利用とまではいたっておりませんが、個人による自主活動として図書館が利用できるきっかけとなりました。

今後は、学校を通じた図書館の利用案内書の配布、ソーシャルネットワークサービスを通じた図書館の活用事例の発信等、青少年の図書館利用を積極的に進めてまいります。

**8) 学び支援コーディネーターの配置については、学校単位だけではなく、図書館での配置も検討する必要がある。**

宮城県の事業としての学び支援コーディネーター等配置事業については、令和2年度で事業制度が終了しています。この事業については、児童・生徒における別室登校支援事業として後継されていることから、旧事業の形態に伴う学び支援コーディネーターの配置について検討しましたが、図書館内においては自習が基本となることから、配置しないこととしました。

**9) 子供の学力向上における学力向上支援員の役割は非常に重要と考えるが、未設置となっている学校が一部にあるので、すべての学校に配置とすることがある。**

令和4年度においては、未設置となっていた中学校に学力向上支援員を新規で配置することにより、すべての学校に配置しました。

**10) 町内では学習関連の事業者が多数いるため、事業者と連携し、放課後や長期休業中の学習サポートができる体制を検討する必要がある。**

×改善されていない

令和4年度においては、町内における学習関連事業者の調査及び事業者との連携の検討に至っておりません。今後町内の事業者の調査を実施し、夏休みの宿題のサポートなど、学習サポートにおける連携について検討してまいります。

**11) ADHDについては、社会的自立に向けた指導を行う必要があるため、特別支援教育支援員を対象としたADHDの自立活動の指導に特化した研修の実施による知識、技術の習得に加え、年間計画を立案した上で、自立活動の支援の活動を計画的に実施する必要がある。**

令和4年度においては、県内から発達障害を専門とする医師を講師として招き、特別支援を担当する職員を対象とした研修会を開催し、ADHDを含む特別支援員の知識、技術の習得に努めました。また特別支援教育専門員が各学校を訪問し、特別支援教育に係る個別の支援計画の点検を実施し、教職員に必要な指導及び助言を行いました。

**12) 幼稚園において、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるよう医療機関と連携することで、美里町が実施する発達検査の機会を検討す**

る必要がある。

×改善されていない

令和4年度においては、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるために必要となる医療機関についての調査ができておりません。

このことについては、ことばの発達検査以外が各家庭での任意の判断になっている、保護者の理解にも差が生じている現状から町長部局と連携しながら、医療機関を含めた相談体制や一定の基準における検査体制の整備により、保護者の包括的な支援を検討してまいります。

### 3 点検・評価の結果

#### (1) 教育委員会の会議運営

##### 【実施状況】

令和4年度の教育委員会の会議運営の実施状況は、8～15頁に記述したとおり定例会12回と臨時会3回を計15回開催し、これらの会議の中で取り扱った議事は報告102件、審議20件、協議44件、その他33件でした。(件数はいずれも年度を通した延べ件数)

##### 【点検・評価】

- 1) 関係法令である美里町教育委員会会議規則（以下「会議規則」と言う。）が遵守されてきたのか、次の17の規定項目について点検・評価します。

**① 会議は3日前までに会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を告示して、招集したか。(会議規則第2条)**

臨時会及び定例会について3日前までに告示をして、招集しました。

**② 委員は、招集の当日、指定の時刻までに指定の場所に参集したか。**

(会議規則第3条第1項)

指定時間に遅れることなく参集しました。

**③ 委員は、会議に出席できないときは、その旨を教育長に届け出たか。**

(会議規則第3条第2項)

委員は会議に出席できないときは、事前に教育長へ届け出ています。

**④ 毎月1回の定例会が招集されたか。(会議規則第4条第2項)**

毎月1回の定例会を招集し、会議を開催しました。

**⑤ 教育長が必要と認めたとき、又は2人以上の委員から会議に付すべき事件を示して請求があったとき、臨時会が招集されたか。**

(会議規則第4条第3項)

教育長が必要と認めたときに臨時会を3回開催しました。

また、2人以上の委員からの会議の開催の請求は、令和4年度においてはありませんでした。

**⑥ 会議は公開されたか。(会議規則第5条第1項)**

会議は公開としましたが、個人情報等保護の観点から必要に応じ、報告・審議・協議内容によって秘密会とした会議もありました。

- ⑦ **秘密会とするときは3分の2以上の同意を得たか。**  
(会議規則第5条第1項)  
秘密会とするときは3分の2以上の同意を得ました。
- ⑧ **秘密会を開くときは、会議に関係のない者及び傍聴人を退場させたか。**  
(会議規則第5条第3項)  
会議中において一部秘密会とする場合は、会議に関係のない者及び傍聴人に退場していただきました。
- ⑨ **委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得たか。**  
(会議規則第11条)  
委員は、発言しようとするときは、教育長の許可を得ました。
- ⑩ **動議に1人以上の賛成者があったとき、議題としたか。**  
(会議規則第14条第1項)  
動議はありませんでした。
- ⑪ **教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告したか。**  
(会議規則第15条第1項)  
教育長は、採決しようとするときは、その議題を会議に宣告しました。
- ⑫ **教育長は、挙手又は投票によって、採決を行ったか。**  
(会議規則第16条第1項)  
採決は、挙手によって行いました。
- ⑬ **教育長は、採決したときは、その結果を宣告したか。**  
(会議規則第16条第2項)  
教育長は、採決したときは、その結果を宣告しました。
- ⑭ **教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を会議で報告したか。**  
(会議規則第19条)  
教育長は、教育委員会の事務処理に関する事項を毎月の定例会又は臨時会の会議で報告しました。
- ⑮ **議事録は、必要な事項が記載され、作成されたか。**  
(会議規則第21条)  
議事録は、必要な事項を記載し会話形式で作成しました。
- ⑯ **議事録は、次の定例会において承認を受けたか。**  
(会議規則第22条第1項)

臨時会及び定例会の議事録は次の定例会で承認を受けました。

**⑰ 議事録には、教育長が指名した委員 2 人が署名したか。**

(会議規則第 2 2 条第 3 項)

承認を受けた議事録に、教育長が指名した委員 2 人が署名しました。

2) 次に、教育委員会の会議運営が公平で効果的に行われてきたか、法令上には規定されていない項目について点検・評価します。

**① 委員の出席状況**

各委員の会議への出席状況については、2 回の定例会で 1 人の委員が、都合により欠席し、それ以外の会議には委員全員が出席しました。

**② 委員の発言状況**

審議、協議の各議案別の発言回数を議事録から拾ったところ、次のような回数となりました。

ア 審議：20 議案で計 110 回の発言、1 議案あたり平均約 5.5 回の発言

イ 協議：44 議案で計 580 回の発言、1 議案あたり平均約 13.2 回の発言

前年度の発言回数は審議 21 議案で計 72 回、協議 71 議案で計 1,195 回となっています。令和 4 年度の教育委員会では、提案事業についてに関する協議で、発言回数が全体的に多くなっています。

**② 会議時間**

1 回当たりの会議時間は、平均で定例会が 2 時間 32 分、臨時会が 1 時間 8 分でした。前年度は定例会が 3 時間 41 分、臨時会が 1 時間 35 分でした。議事内容により会議時間は異なります。

**④ 会議の事前公表、周知**

定例会及び臨時会の全ての会議において、告示と同時に町のホームページで会議開催の事前公表、周知を行いました。

**⑤ 会議資料の事前配布**

事務局では、会議における審議・協議をより効率的にするために、会議資料を事前に各委員に配布するように努めてきました。令和 4 年度においては、秘密会を除く会議資料について、概ね会議の事前に配布できました。

一部の資料については作成が間に合わず、会議当日に配布することがありました。

## ⑥ 議事録の公開

教育委員会の議事録については、会議開催翌月の定例会で承認を受け、当該月末に公開しました。

## ⑦ 傍聴者の数

傍聴者の数は前年度同様に令和4年度を通して延べ4人でした。

## ⑧ 会議の運営

地教行法第4条に、教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、委員は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、それぞれ町長が、議会の同意を得て、任命するとあります。また、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされており、委員は、多様な民意を反映させることを目的の一つとして選任されています。

教育委員会の会議に当たり、議長となる教育長は、委員が積極的に自由に発言できるよう配慮する必要があります。委員は、あらかじめ議事の内容を確認し、必要に応じて調査等を行ったうえで会議に臨み、積極的に自由に発言する必要があります。また、事務局は、教育長が定める議事について、委員に対し、必要な資料を事前に準備し配布するとともに、会議に当たっては、できるだけ分かり易く正確な説明を行う必要があります。

## (2) 教育委員会が管理及び執行する事務

地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務及び第25条に規定する教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任等について、令和4年度の執行状況を点検・評価するとともに、各事務の関連法令についてその遵守状況を点検していきます。

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

#### (教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免及びその他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱に関すること。
- 七 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### (事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員(以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。)に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(教育機関の設置)

第三十条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

## 〈執行状況〉

はじめに、地教行法第21条で規定する教育委員会が管理及び執行する事務について、令和4年度の執行状況を点検・評価します。

### 1) 地教行法第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。

#### 【実施状況】

美里町新中学校開校準備委員会設置要綱に基づき新中学校の開校に当たって必要な事項を協議するための会議を開催しました。

令和4年度の会議開催状況は次のとおりです。

#### ①代表者会(会議回数 6回)

新中学校の校名について、公募を実施した上で協議を行った結果「美里中学校」という校名を選定し、令和4年10月の教育委員会定例会で報告しました。

また、新中学校の施設設計について、設計内容を確認しながら意見交換を実施しました。

#### ②総務検討部会(会議回数 8回)

新中学校の制服について協議を行い、新中学校が開校した際に全学年が同じ制服とするため、令和5年度の中学1年生から新中学校の制服を着用することとしました。その後、新中学校開校時に在籍する児童とその保護者へアンケート調査を実施し、その内容を踏まえて協議を行い制服の選定を行いました。

#### ③PTA・通学検討部会(会議回数 5回)

新中学校の通学方法について、保護者からの意見等を基に協議を進め、スクールバスルートの素案を作成しました。

#### ④学校運営・教育課程検討部会(会議回数 4回)

新中学校の教育目標と部活動について協議を行いました。検討部会内で教育目標の設定を行うことは困難であることから、教育委員会等において素案を作成し、その素案についての意見交換を行うこととなりました。

部活動については、部活動の地域移行の検討状況を踏まえながら継続して協議を行うこととしました。

#### 【点検・評価】

美里町新中学校開校準備委員会設置要綱に基づいて会議を実施し、新中学校の開校に向けて必要な事項の協議を進めることができました。

## 2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。

### 【実施状況】

教育財産については、教育委員会事務局（教育総務課）が総括管理を行っています。教育財産の修繕については、緊急性のあるものはその都度修繕を行っており、直接的には学校その他の教育機関で管理しています。

令和4年度は、中塚小学校の駐車場整備工事、不動堂小学校の温水ボイラー改修工事、北浦小学校の浄化槽改修工事、不動堂中学校のバリアフリー改修工事、なんごう幼稚園床改修工事を実施しました。

### 【点検・評価】

町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。その他の学校においても校舎等の経年劣化が年々進み、学校施設全体の維持管理が課題となっています。「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改修を進めていかなければなりません。

中学校施設については、再編するまでの期間において生徒の学校生活に支障をきたすことの無いよう修繕等を行っていく必要があります。

小学校施設については「美里町学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修等を計画的に実施する必要があります。今後は、壊れてから修繕する「事後保全」から壊れる前に修繕する「予防保全」に移行できるよう計画的な施設管理が必要です。

令和3年度に引き続き教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し実情を把握しました。その点検結果と共に各学校からも修繕の要望を吸い上げ、内容をまとめたところです。今後、その結果を学校と共有し共通認識を持つことで、内容を精査し優先度を付けて適切な修繕に努めていきます。

## 3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。（県費負担教職員については、点検・評価の対象から除外しています。）

### 【実施状況】

令和3年度に引き続き、幼稚園、小学校及び中学校の学習指導及び生徒指導、教育研究の推進を図るために学校教育専門指導員を、青少年の学校及び家庭の教育相談、不登校児童生徒等への訪問相談、学校と関係機関及び団体との連携を推進するために青少年教育相談員を、特別支援教育の計画策定及び実施並びに評価、特別支援教育を必要とする園児及び児童生徒の教育支援、特別支援教育に関する教職員の研修を推進するために特別支援教育専門員を1人ずつ、会計年度任用職員ですが、教育委員会に専従で配置しまし

た。

人事評価については令和3年度に引き続き町長部局の方針を踏まえて正規職員及び会計年度任用職員について教育委員会の各部署において実施しました。

なお、教育委員会が任命権を有する職員について、正規採用職員が59人であるのに対して会計年度任用職員が144人となっています。

#### 【点検・評価】

学校教育専門指導員については、全国学力・学習状況調査及び総合学力調査の結果に対する研究を行い、学力向上推進委員会の中で児童生徒の学力向上における継続的な対策を協議しました。この結果については、教育委員会で協議され、決定されました。「習熟のための時間を考慮した指導の工夫」、「ICTによる授業等の効率化」を中心とした具体的な対策を実施し、今後さらに「基本的な学習スタイルの定着」を図る必要があります。

青少年教育相談員については、小中学校からの月例の不登校及びいじめの発生状況の報告内容の聞き取り、学校の訪問等により個別の相談内容への対策の提案を行いました。また、「はなみずき教室」を定期的で開催し、不登校となっている児童生徒の心のケアに努めました。今後は不登校となっている児童生徒及びいじめ防止の課題に向けて、現在の事業内容の見直し等、全体的な対策の検討をする必要があります。

特別支援教育専門員については、幼児の保護者及び福祉関係機関からの就学相談及び教育相談を受けて、相談内容に応じた関係機関と連携した支援体制を構築し、障害の早期把握と支援の充実のため、保護者・福祉関係機関と学校・教育委員会の連携が不足なく行われるよう就学相談及び教育相談の設定をしました。今後は、増加傾向にある発達障害に対する正しい理解の推進とそれに基づいた支援の充実が必要と考えます。

#### 4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

##### 【実施状況】

学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関する事務を次のとおり実施しました。

##### ① 入学期日の通知、学校の指定（通称：入学通知）

##### ア 学校教育法施行令第5条関係

（小学校及び中学校の新1年生保護者への入学通知）

- ・通知年月日：令和5年1月16日
- ・令和5年1月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者の入学通知書を就学管理システムにより作成し当該保護者に通知しました。

イ 学校教育法施行令第6条関係

(学齢簿に新たに記載された者の保護者への入学通知)

- ・転入等を確認しだい随時、当該保護者に入学通知書で通知しました。
- ・通知の対象は、町内転入、区域外就学、指定校変更による転入学又は新入学する保護者です。

ウ 学校教育法施行令第7条関係(学校長への通知)

- ・上記ア及びイと同時に、小学校長及び中学校長に対して、就学児童生徒の氏名及び入学期日等を通知しました。

② 就学義務履行の督促

- ・対象事案なし

③ 学齢簿の編成(小学校新1年生のみ)

令和4年10月1日現在の住民基本台帳に記録されている就学予定者163人を就学管理システムの磁気ディスクで調製し、10月1日に紙媒体で起案後に決定しました。

※転入等により新たに学齢簿に記載された者については、紙媒体で起案し、決定後に入学通知書を送付し、また、学齢簿を再編成しました。

④ 区域外就学の協議

ア 協議件数21件

【他市町村への協議】他市町村在住で美里町立学校に就学11件

【他市町村からの協議回答】美里町在住で他市町村立学校に就学10件

イ 届出件数10件

【県立学校】古川黎明中学校6件(うち年度途中0件)

古川支援学校 2件(うち年度途中0件)

【私立学校】古川学園中学校2件(うち年度途中0件)

⑤指定校の変更

承認件数14件

【点検・評価】

関係法令の規定に基づき、遅滞なく事務を実施しました。今後も同様に取り組んでいきます。

5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

これらの事務は学校教育法で基本的な事項が定められ、その細部については同法施行令、同法施行規則に規定が設けられていることから、市町村教育委

員会としてはこれらの法令を遵守して確実に実施することが求められています。

## 【実施状況】

地教行法第33条その他の関係法令の規定に基づき、美里町立学校管理に関する規則（以下「管理規則」という。）に基づき、次のような必要な管理を行ってきました。

### ① 組織編制

#### ア 校務分掌の組織（管理規則第16条）

各小中学校が校務分掌の組織を定め、それを教育委員会に報告をさせました。

#### イ 主任等の指名（管理規則第17条から第22条まで及び第41条）

毎年度始め（4月）に各小中学校及び幼稚園において、校長（園長）が各主任等を指名し、その内容について教育委員会に報告させました。

#### ウ 学校事務の共同実施組織（管理規則第22条の2）

効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能強化のため、平成27年度から小中学校の事務職員による「学校事務支援室」を設置しており、令和4年度は全体活動を年6回と班活動を年4回実施してきました。教育委員会ではそのための設備の整備や会場の提供などの支援を行いました。

#### エ 職員会議（管理規則第23条）

各小中学校では、校長の職務の円滑な執行を補助するために、校長が主宰する職員会議を定期的に行いました。

#### オ 学校評議員（管理規則第24条）

校長（園長）の委嘱により、小中学校で33人、幼稚園で12人の評議員がいます。各小中学校及び各幼稚園では、概ね年2回の会議を開催し、学校運営や教育活動に関する意見を求めました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会議の開催が困難な状況であったため、会議だけではなく、行事等の際に評議員から直接ご意見を受けることも多くなってきました。

### ② 教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導（管理規則第6条及び第39条）

各小中学校及び幼稚園は、学習指導要領の基準及び教育委員会が定める基準により教育課程をそれぞれで編成しました。教育委員会としては、各小中学校及び幼稚園の教育目標、教育課程表、学習指導、生徒指導及び進路指導の概要などをまとめた「教育計画」を各小中校及び幼稚園に作成させ、報告させました。

## 【点検・評価】

関連する法律等を遵守して適正な事務が行われてきたと考えています。

## 6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

### 【実施状況】

教科書は、学校の主たる教材として使用義務が課されている図書で、4年間同一のものを採択することとされています。美里町立学校で使用する教科書は、宮城県教育委員会で設定した採択地区（大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町）の各市町の教育委員会で組織する協議会（北部地区教科用図書採択協議会）によって協議されることと学校教育法等の関係法令に定められています。

令和4年度は次のとおり小・中学校の一般図書の採択のための事務を行いました。

#### ① 町教育委員会会議で協議

会議は公開、資料は一部開示として2回開催しました。

6月14日 学校現場の意見反映の手段として、小中学校への採択希望調査を実施し、町教育委員会の採択希望案の決定

6月30日 に当たり、調査結果を参考としました。

6月27日 町教育委員会の採択希望案の決定、採択協議会へ報告

7月29日 採択協議会の採択結果の承認

#### ② 採択教科書（一般図書）について

小・中学校合わせて121冊を採択しました。

#### ③ 採択結果及び採択理由の公表

7月29日に北部地区教科用図書採択協議会を構成する2市4町のホームページにおいて、採択結果及び採択理由を公表しました。

## 【点検・評価】

学校教育法等の関係法令に基づき、公正に事務が行われたと判断しています。

## 7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。

### 【実施状況】

令和4年度には、校舎その他施設の整備として主に次のものを実施しました。

① 中塚小学校駐車場整備工事

② 不動堂小学校の温水ボイラー改修工事

③ 北浦小学校の浄化槽改修工事

- ④ 不動堂中学校のバリアフリー改修工事
- ⑤ なんごう幼稚園床改修工事

また、教具その他の設備として主に次のものを購入して、整備いたしました。

- ① 南郷給食センター包丁まな板殺菌庫
- ② 小牛田小学校給食室ガス回転釜
- ③ 小牛田小学校給食室野菜切機
- ④ 北浦小学校冷凍冷蔵庫
- ⑤ 不動堂小学校配膳台
- ⑥ 小牛田小学校食缶
- ⑦ 中塚小学校給食運搬車
- ⑧ 不動堂中学校冷蔵庫

### 【点検・評価】

令和4年度は、学校施設の維持管理について、教育委員会事務局職員が一般社団法人宮城県建築住宅センターとともに各学校施設を点検し実情を把握しました。その点検結果と共に各学校からも修繕の要望を吸い上げ内容をまとめたところです。今後、その結果を学校と共有し共通認識を持つことで、内容を精査し優先度を付けて適切な修繕に努めていきます。

各種の備品購入においては、備品購入において教育支援体制整備事業費補助金（学校給食地場産物使用促進事業）を活用し小牛田小学校の回転釜及び野菜切機を購入しました。今年度も補助金の活用を視野に入れ備品の充実を図ってまいります。

## 8) 校長、教員その他の教育機関職員の研修に関すること。

### 【実施状況】

教育委員会は、校長、教員その他の教育機関職員を対象に、令和4年度において、次のとおり研修を実施しました。

	月日	研 修 会 名	対 象	人数 (人)	事前 資料	事後 アンケート
1	4/5	学力向上支援員研修会①	学力向上支援員	7	○	
2	5/18	小・中学校教頭会研修会①	教頭	9		
3	5/16	特別支援教育連携協議会	特別支援教育連携協議会委員	17		
4	5/23	特別支援コーディネーター連絡協議会①	特別支援コーディネーター	21		

5	7/13	小・中学校教頭会研修会②	教頭	9		
6	7/15	学力向上支援員研修会②	学力向上支援員	8	○	
7	8/5	幼・保・小中初任者研修会①	初任小中教諭	10		
8	8/5	特別支援関係者研修会	特別支援学級担任 特別支援コーディネーター・初任教諭他	33		○
9	9/22	小・中学校教頭会研修会③	教頭	9		
10	9/29	特別支援コーディネーター連絡協議会②	特別支援コーディネーター	21		
11	11/25	学力向上支援員研修会③	学力向上支援員	9	○	
12	10/1～ 12/17	小中初任者研修（授業実践・面談）②	初任小中教諭	10		
13	11/18	小・中学校教頭会研修会④	教頭	9		
14	2/14	小・中学校教頭会研修会⑤	教頭	9		
15	2/16	特別支援コーディネーター連絡協議会③	特別支援コーディネーター	21		

次に掲げる研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から研修会自体は中止となりましたが、研修資料の配布により各研修の内容の理解を図りました。

研修会名	対象	人数 (人)	研修の内容
特別支援教育支援員研修会	特別支援教育支援員	2	職務の遂行に当たるサービス・職務について
教員補助員研修会	教員補助員	29	職務の遂行に当たるサービス・職務について

#### 【点検・評価】

校長、教員その他の教育機関職員の研修については、その多くを任命権者の宮城県教育委員会が実施しています。市町村教育委員会として必要とされる主な研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止にせざるを得ませんでした。資料の配布や配布後のフォローにより、研修内容の理解浸透を図りました。

9) 校長、教員その他の教育機関職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。

#### 【実施状況】

① 保健に関すること

各小中学校においては学校保健計画を、各幼稚園においては幼稚園保健計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の配置
- ・就学時の健康診断 ・児童生徒等の健康診断 ・職員の健康診断
- ・健康相談の実施 ・保健指導の実施 ・保健室の設置
- ・スクールカウンセラーは各小中学校に配置、スクールソーシャルワーカーは各中学校区に配置

② 安全に関すること

各小中学校においては学校安全計画を、各幼稚園においては幼稚園安全計画を策定し、これらの実施に努めてきました。

- ・危険等発生時対処要領の策定
- ・防火管理者の選任
- ・避難訓練の実施
- ・避難マニュアルの改定

③ 厚生、福利に関すること

町費負担の小中学校、図書館及び幼稚園並びに郷土資料館の職員に関する厚生、福利については任命権者である美里町教育委員会で行っています。

県費負担教職員の厚生、福利については主に任命権者である宮城県教育委員会で行っています。児童生徒及び幼児の厚生、福利については、主なものとして前年度のように国の基準に基づく就学援助を実施しました。

【点検・評価】

町費負担の小中学校、図書館及び幼稚園並びに郷土資料館の職員については、労働安全衛生法施行規則に定められた項目について実施しました。

県費負担教職員については、学校保健安全法施行規則に定められた項目について実施しました。

各中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、要望があった小学校の相談対応を町長部局と連携し実施しました。

10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

【実施状況】

学校保健安全法第6条に規定する学校環境衛生基準に照らして、学校の適切な環境の維持に努めてきました。

【点検・評価】

学校保健安全法施行規則第1条には、「学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、毎学年定期的に、学校環境衛生基準に基づき行わなければならない」と規

定されています。町内の小中学校及び幼稚園においては、学校薬剤師を配置し、全ての学校環境衛生基準の項目について、環境衛生検査を前年度と同様に実施しており、学校環境衛生基準に基づく学校の環境衛生は維持されていると考えます。

## 11) 学校給食に関すること。

### 【実施状況】

南郷学校給食センター及び中学校の運營業務については、民間事業者に委託しています。また、小牛田地域の幼稚園は民間事業者の調理した弁当給食としています。

令和4年度の各小中学校及び幼稚園の給食実施日数は、次のとおりです。

小中学校（幼稚園）名	実施日数
小牛田小学校	188日
不動堂小学校	187日
北浦小学校	188日
中塚小学校	187日
青生小学校	188日
南郷小学校	188日
小牛田中学校	184日
不動堂中学校	184日
南郷中学校	183日
こごた幼稚園	164日
ふどうどう幼稚園	167日
なんごう幼稚園	164日

令和3年度より学校給食費の単価を改定したことで、使用できる食材の品目が増え、不足していた栄養量を改善することができました。

### 【点検・評価】

食中毒や体に害を与えるような重大な事故は発生することなく、安全・安心な学校給食を児童生徒及び幼児に提供することができました。

## 12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

### 【実施状況】

#### ① 青少年の学習活動と社会的自立を支援する取組

地域のリーダー養成を目的として、小学5、6年生を対象としたインリーダー研修を開催しました。

※町内の児童を対象としたこどもふれあいまつり及び中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

② 地域の教育力を向上させるための取組

前年度と同様に、協働教育（家庭・学校・地域連携）推進事業を実施しました。内容は未就学児とその家族を対象に実施した親の学び支援講座、小学校区ごとに子どもの体験活動や世代間交流を行う各種事業の実施です。

美里町青少年健全育成町民会議の事業として、青少年健全育成常掲標語の募集、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進、非行防止パトロール等を実施しました。

※家庭教育支援講座（講演会）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止といたしました。

③ 図書館の利用についての取組

個人及び団体への図書等の貸出しのほか、住民が本に触れることを目的とし、読書週間や学校夏季休業などの時期に合わせ、図書館まつりや参加型事業を開催しました。

※公民館の事業に関することは、町長部局のため、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

【点検・評価】

小学5、6年生を対象としたインリーダー研修では、異なる学校や年齢の児童が交流しながら共同で作業をし、体験活動をすることによって、自主性や協調性を学び、小学生リーダーとしての心構えを学ぶことにつながりました。

地域の教育力を向上させるための取組については、コロナ禍の中でも創意工夫をしながら取り組むことができました。

生涯学習の充実の取組については、図書館利用状況をみると、登録者数は微増しましたが、近代文学館の館内工事の影響もあり、利用者数、貸出冊数は減少しました。町民ギャラリーの展示、館内事業は参加しやすいように工夫し実施したため、参加者が増加しました。

また、図書館に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価するためには、年間計画を教育委員会で把握する必要があるため、近代文学館が近代文学館運営審議会等の意見を聴いたうえで年間計画を作成し、教育委員会に報告、了承のうえ、この年間計画に基づき事務を執行する必要があります。

図書館の開館日数

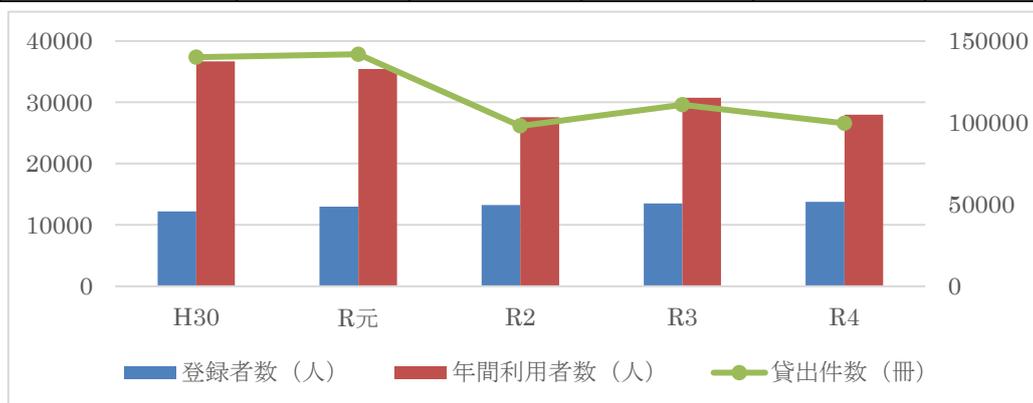
単位（日）

施設名 \ 年度	H30	R 元	R2	R3	R4
近代文学館 (小牛田図書館)	275	271	248	270	250

南郷図書館	275	271	251	272	272
-------	-----	-----	-----	-----	-----

図書館の利用状況の推移

項目 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
登録者数 (人)	12,210	13,014	13,273	13,498	13,752
年間利用者数 (人)	36,689	35,431	27,580	30,731	27,965
貸出冊数 (冊)	140,109	141,921	98,047	110,050	99,644



### 13) スポーツに関すること。

地教行法第23条第1項の規定に基づき、地教行法第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例を定めていることから、町長が管理し、及び執行する事務であるため、教育委員会の点検・評価の対象から除外しました。

### 14) 文化財の保護に関すること。

#### 【実施状況】

文化財を保存し継承するための対策として、次の取組を行ってきました。

- ・宮城県文化財保護地区指導員とともに、6遺跡のパトロールを行いました。
- ・不動堂地域に関する一級史料である「後藤家文書」の解読作業（翻刻）が、南郷古文書を読む会の協力を得て、東北大学上廣歴史資料学研究部門からの指導を受けつつ一定程度進んだことから、後藤家当主への報告会を開催しました。
- ・美里町郷土資料館では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底するとともに、工夫して運営に務めた結果、町内の全小学校が2年ぶりに来館しました。また町外からの訪問校が1校増加しました。

- ・世界農業遺産を軸とした学習講座と文化財の調査技術を体験する学習講座を実施しました。また小学校の長期休暇期間中における体験講座も開催しました。
- ・国指定特別天然記念物「ニホンカモシカ」の出没について、関係機関と連携して対応しました。

#### 【点検・評価】

令和4年度は、コロナ禍ではあったものの、美里町文化財保護活用基本方針に基づいて歴史的価値の高い文化遺産の調査を進めることができました。一方で、伝統芸能を取り巻く環境は、社会構造の変化や高齢化の進行により担い手の確保が非常に厳しくなっており、活動停止が続いている状況です。今後は、担い手の確保の取組の範囲を小学校区全体や町外周辺地域に在住する神楽経験者にまで広げるといった、文化財の所在する地域範囲にとらわれない保護活動の展開が求められます。また各指定文化材の保護・活用の個別計画の策定を進めるとともに、文化財指定の推進を図っていく必要があります。

文化財保護、美里町郷土資料館に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価するためには、教育委員会で年間計画を把握する必要があるため、事務局が文化財保護委員会等の意見を聴いたうえで年間計画を作成し、教育委員会に報告、了承のうえ、この年間計画に基づき事務を執行する必要があります。

### 15) ユネスコ活動に関すること。

#### 【実施状況】

ユネスコ活動に直接的に関わる活動は各小中学校において実施していません。そうした中で町内の民間団体である美里町国際交流協会と美里町が毎年度行っている、アメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流がありますが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施がありませんでした。

#### 【点検・評価】

教育委員会では、新型コロナウイルスの国内外を含めた感染状況を注視し、今後もアメリカ合衆国ウイノナ市との国際交流に参加・協力していきます。現在においては、町内でユネスコ活動に直接的に関わる機会がありません。教育委員会としては、新中学校をESDの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟について検討しています。

### 16) 教育に関する法人に関すること。

都道府県教育委員会のみが行う事務であるため、市町村教育委員会においては点検・評価の対象から除いております。

17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

【実施状況】

教育関係の基幹調査である学校基本調査、学校保健統計、学校教員統計、社会教育調査については統計法の規定に基づき、前年度までと同様に実施いたしました。

【点検・評価】

市町村教育委員会として必要な調査を実施しました。

18) 所管事務に関する広報及び所管事務に係る教育行政に関する相談に関する  
こと。

【実施状況】

① 広報活動について

毎月1回発行する町の広報紙と町の公式ホームページに加えて、ソーシャルネットワーキングサービスを主な媒体にして実施してきました。

② 教育行政に関する相談について

教育委員会事務局（教育総務課）の担当者が町民の相談に対応しています。

【点検・評価】

教育委員会として必要な広報、広聴活動に努めてきましたが、これで十分ということではありません。他市町村の事例等を参考に、周知の方法を十分に検討し、計画的に広報、広聴活動を行うよう努めていきます。

教育行政に関する相談については、教育総務課で相談に応じています。相談内容及びその対応については、必要に応じて対応できるように文書で記録し適切に管理・保存しております。

19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体内における教育に関する事務  
に関すること。

【実施状況】

① 総合教育会議について

総合教育会議は、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う会議です。

令和4年度においては2回の会議を開催しました。

- 第1回会議 令和4年11月14日（月）午後3時30分～  
出席者：町長、教育長、教育委員4人  
協議事項 美里町就学援助制度について
- 第2回会議 令和5年2月13日（月）午前10時32分～  
出席者：町長、教育長、教育委員4人  
協議事項 学校教育支援室の設置について

### 【点検・評価】

第1回会議においては、美里町就学援助に関する令和3年度第2回美里町総合教育会議における予算等の確保に係る検討結果について町長から教育委員会に対し説明を頂きました。その結果、令和4年度より就学援助科目にオンライン学習通信費を追加することになりました。

今後は就学児童を抱える保護者への就学援助制度の理解及び浸透を図っていくよう更なる工夫を行っていくことに加え、社会情勢を見据えながら町長部局との予算等の協議を行っていく必要があります。

第2回会議においては、学校教育支援室の設置について、教育委員会で協議し、取りまとめた内容について説明しました。その内容は、学校教育における現状と課題を踏まえ、子どもの困りごとを支援する、効果的な事務を推進する必要があるとの考えから、美里町教育委員会組織に学校教育支援室を新たに設置し、重点的にこれらの課題に向き合う体制とし、それに伴う組織全体の改編について町長に説明を行いました。その必要性については、町長に理解していただきました。

### ② 教育委員のその他の活動について

教育委員会の定例会及び臨時会の会議に出席するほか、教育委員は次のような活動に参加・出席しました。

#### ア 学校行事等への出席

- ・ 小学校入学式  
令和4年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・ 中学校入学式  
令和4年4月8日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・ 幼稚園入園式  
令和4年4月11日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・ 中学校卒業式  
令和5年3月9日 教育長、委員が各校に分かれて出席
- ・ 幼稚園修了式  
令和5年3月16日 教育長、委員が各園に分かれて出席
- ・ 小学校卒業式  
令和5年3月17日 教育長、委員が各校に分かれて出席

※小学校、中学校、幼稚園の運動会については、小学校、中学校、幼稚園において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓を招待せずに実施しました。

※遠田郡中学校総合体育大会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から来賓を招待せずに実施となりました。

※敬老式については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました。

#### イ 各種会議、研修会への参加

##### ・教職員宣誓式

令和4年4月4日 参加者：教育長、各委員

##### ・宮城県市町村教育委員・教育長研修会

令和5年1月23日 参加者：教育長、委員3人

##### ・市町村等教育委員会新任委員等実務研修会

令和5年1月23日 参加者：委員1人（新任）

#### ウ 総合教育会議への出席

第1回総合教育会議 令和4年11月14日

参加者：教育長、委員4人

第2回総合教育会議 令和5年2月13日

参加者：教育長、委員4人

#### 【点検・評価】

教育委員は、定例会又は臨時会の会議だけではなく、前述したように必要に応じ行事、会議等に参加・出席しています。

つぎに、地教行法第25条で規定する教育委員会の権限に属する事務の教育長への委任等について、令和4年度の執行状況を点検・評価します。

#### 【実施状況】

別紙「美里町教育委員会教育長に対する事務の委任等」の通りである。その内容は、美里町教育委員会が所管する事務及び町長の権限に属する事務のうち、教育委員会へ委任された事務である。教育長へ委任した事務及び教育長をして臨時に代理した事務の実施件数及びその内訳等をまとめました。

#### 【点検・評価】

各法令等に基づき、教育長は委任された事務及び臨時で代理した事務を適切に執行しました。また、地教行法第25条第3項の規定により教育長は教育委員会へ委任された事務及び臨時で代理した事務の報告を行うことで、適切な手続きを行いました。

### (3) 総合計画を推進するための取組

総合計画は、基本構想と基本計画で構成されています。

基本構想では、本町の将来目標として、「将来像」と「目標人口」を設定しており、その内容は次のとおりです。

#### ○ 将来像

心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち

#### ○ 目標人口

令和22年（2040年）の目標人口 19,306人

これらのことを実現させるために、4つの主要課題を掲げ、その解決に向けた基本的方向及び各分野における取組の基本的方向が掲げられており、教育に関する内容は、次のとおりです。

#### ○ 主要課題

##### (1) 教育環境の充実と人材の育成

子どもたちの学ぶ意欲の向上及び多様な学習活動の展開に資するため、教育環境のなお一層の充実が求められます。また、「まちづくり」は「人づくり」と言われるように、まちが人をつくり、人がまちをつくります。本町の将来を望み、共に支え合いながら主体的に生きる心豊かな人を育て、活力あるふるさとをつくる担い手を育てることは、将来にわたって本町が持続可能な地域社会を形成するうえで大きな課題であることから、「教育環境の充実と人材育成」を主要課題の一つとします。

#### ○ 主要課題の解決に向けた基本的方向

##### イ 教育環境の充実と人材の育成

児童生徒が等しく安心して学校生活を送り、学校での様々な活動を享受できる教育環境を整えます。幅広い知見と自主性、社会性、国際性を身に付け、自ら考え行動し、同時に、人との支え合いを大切にし、ふるさとに誇りを持つ人間の育成を進めます。

#### ○ 各分野における取組の基本的方向

##### イ 【教育・文化】生涯を通して学び楽しむまちづくり

家庭教育、学校教育及び社会教育を密接に連携させることにより、豊か

な人格の形成と生涯を通して学ぶことができるよう住民のライフステージ、ライフスタイルにあった学習環境を整備します。また、総合教育会議において、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を協議しながら教育行政を推進します。

基本計画は、5つの分野（章）とその分野を構成する12の政策で構成されており、教育に関することは、第1章 生涯を通して学び楽しむまちづくりとして、記載されており、その政策・施策等の内容は、次表のとおりです。

政策・施策		重点	施策の指標（KPI★）
政策1 教育の振興			
施策1	学校教育の充実	●	・満足度
施策2	多様な人材の育成		・満足度
施策3	生涯学習の充実		・満足度
政策2 教育環境の整備			
施策4	学びのセーフティネットの構築		・満足度
施策5	教育を振興するための基盤整備	●	・満足度

★ Key Performance Indicator の略で、「重要業績評価指標」と訳される。組織において、個人や部門の業績評価を定量的に評価するための指標のこと。

● 町の主要課題に対し、重点的に実施する重点施策

教育委員会では、この2つの政策と5つの施策（2つの重点施策）に基づき、事務事業を行っております。その事務及び事業は合計で71あり、主な事業が38事業、委員会及び附属機関に関する事業が8事業、施設管理に関する事業が17事業、事務が8事務で構成されています。

総合計画としての進行管理は、基本計画に掲げている施策ごとに指標を設定し、計画期間の各年度において、その達成状況を測ることにより、総合計画の達成状況の評価及び検証を行い、課題を把握し、改善に努めることとしています。

このことから、教育委員会では、主な事業について、その達成度をそれぞれの事業に対する対象者の満足度を測ることによって、その対象者の事業に対する評価がどうであるのかを把握し、また、どうしてそのような評価になるのかを考察するため、その調査の実施状況について、点検・評価することが必要であると考えました。

その内容は、主な事業38事業のうち34事業において、毎年、満足度を調査し、その実施状況について点検・評価し、その結果を踏まえ、それぞれの事

業において、評価が低かった設問等から課題を捉え、その課題の解決に努めていくというものです。また、総合計画では、その進行管理を施策ごとに指標を設定することとしているため、満足度評価を行う34の事業について、施策ごとに事業の満足度の平均値を算出し、その平均値を前年度の平均値より向上させることとしています。

満足度調査は、その対象者や設問の内容により、その結果が大きく変化するものであり、この設定内容が重要です。満足度調査の内容が、それぞれの事業の課題を見出し、解決できるような内容になっているかが求められます。

これらを踏まえ、総合計画の基本計画の中の教育に関する5つの施策について、その実施状況について点検・評価を行いました。

#### 1) 施策1 学校教育の充実

施策の目的は、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

#### 2) 施策2 多様な人材の育成

施策の目的は、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

#### 3) 施策3 生涯学習の充実

施策の目的は、「生涯学び、活躍できる環境を整えます。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

#### 4) 施策4 学びのセーフティネットの構築

施策の目的は、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築します。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

#### 5) 施策5 教育を振興するための基盤整備

施策の目的は、「学校教育環境の整備と充実を図り、子どもたちが充実した学校教育と学校生活を送れるよう取組を進めます。」としており、この施策を取り巻く現状と課題から、この目的を達成するために事務事業を実施しています。

#### 【実施状況】

別表「各事業における満足度調査結果一覧」より、満足度調査の実施概要及び要因分析参照。

#### 【点検・評価】

別表「各事業における満足度調査結果一覧」より、満足度調査の課題及び今後の改善策参照。

総合計画の実実施計画の中の教育に関する5つの施策の主な事業について、その執行状況を令和3年度に実施した結果の比較による定量的な側面だけではなく、その事業の課題を捉え改善するという趣旨により点検・評価した結果、各事業における課題は、「利用者への事業の案内時期をより早くする。」、「利用者への接遇について職員間での資質向上の研修を実施する。」、「申請の電子化等、利用者の利便性が向上するよう検討する。」のように①現在の事業の取組内容や方法を維持しつつ、その質を向上させるものと、「予算上の制限があるため、効果が期待できる対象者に絞り込む等、見直しが必要である。」のように②事業の取組内容や方法に課題があるため、見直し必要があるものに抽出することができました。①については、実行可能なものについては本年度の実施となるよう早期に計画してまいります。また、検討を要するものについては、導入に当たる課題事項を調査・分析し、実施に繋がるよう計画してまいります。

②については、課題となる事項を早期に検討し、満足度調査が課題を的確に捉え、その解決となるよう実施計画の見直しを図ってまいります。

今後、それぞれの事業の満足度調査から得た課題を的確に捉え、翌年度以降に改善が図れるよう努めていきます。

### Ⅲ 評価委員会からの意見

第1回会議 令和5年7月19日（水）

第2回会議 令和5年8月3日（木）

#### 1 点検・評価の対象と方法について

##### (1) 点検・評価の対象

前年度に引き続き三つの項目を対象としたことは妥当である。

##### (2) 点検・評価の方法

点検・評価報告書の作成の経過・作成作業の流れ込み及び点検・評価の作業について明確にされており、今後の取り組みの改善につながることを期待したい。

#### 2 点検・評価の結果について

##### 【評価委員会委員からの意見（参考）】

##### (1) 佐々木委員

- ・各事業において、改善におけるP D C Aサイクルが取れていると感じる。
- ・教育委員会では、令和7年度の新中学校の開校という目標もある中、事業における目標の重点化ができています。
- ・点検・評価を丁寧に実施しているため、町民目線で仕事をしていただいているということが理解できました。

##### (2) 葛西委員

- ・町内唯一の私立認定こども園では、積極的に子育て支援事業や一時預かり事業を行うなど成果を上げているように伺える一方で公立幼稚園及び保育所において当然のように受けることができているサービスが受けられない、設備の利用に関して困難なところがあるように見受けられる。

(例) 園行事等において町営バスの利用ができない、コミュニティセンター等の利用が有料となる 等

町からの支援がないと、その分が家庭への負担とならざるを得ない結果、行事等の縮小等も発生してくる可能性がある。

・満足度調査の結果に基づく各事業における課題の抽出と分析、今後の改善策等が細かく実施されており、また丁寧に報告書にまとめているため、事業の実施状況や課題の把握状況等を客観的に理解することができると感じた。

(3) 小野委員

・前年度の課題の改善状況については、未改善事項における取り組みをお願いしたい。

**【 総合的な意見 】**

教育委員会から教育長へ委任する事務について対象となる事務を明確にし、その執行状況の点検・評価を実施した。総合計画の施策の点検・評価においては、満足度調査の設問内容や対象者を精査の上で実施した結果、各事業の課題と今後の改善策を明確にした。これらについて、評価できるものである。また、一部改善に至っていない課題はあるものの、前年の課題に改善が見られているため、評価に関して真摯に向き合っていると感じる。

## IV まとめ

### 1 課題と改善策

#### 未解決となっている前年度の課題と改善策

##### 1) 会議の住民への公開は、住民の権利でもあり、そのための更なる工夫が必要である。

令和4年度においては、住民が傍聴しやすい開催方法、日時等について検討することとしておりましたが、教育委員会事務局において調査・研究できず、教育長が教育委員会の会議の議事として提案することができなかつたため、具体的な検討はできていません。

今後、他市町村の事例等を参考にし、住民が傍聴しやすい開催方法等について、動画配信サービスによる公開も含めて教育委員会で具体的に検討していきます。

##### 2) 学校の評議員は、学校と家庭・地域との「架け橋」を担っていると言っても過言ではないと考える。そのために、アンケート結果からの課題に対して、教育委員会と各学校が連携し、課題解決を図りながら学校運営や子供たちの成長につながるサポートができる学校評議員(会)のあり方を考える必要がある。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等から、教育委員会の事務職員等が評議員会に参加できませんでした。新型コロナウイルス感染の感染状況に応じて、出席する方法等を考えてまいります。

また、年度内の評議員会で集約された意見については、教育委員会で共有し、次年度以降の学校運営及び事業改善につながるよう協議してまいります。

##### 3) 青少年の自主活動グループ(ボランティアやまちづくり活動)が活動できる場所、自主活動を支援する場所として図書館を利用できれば、青少年の利用増加に繋がると考えられるので、青少年にもわかりやすい、活用しやすい案内方法を検討する必要がある。

今後は、学校を通じた図書館の利用案内書の配布、ソーシャルネットワーキングサービスを通じた図書館の活用事例の発信等、青少年の図書館利用を積極的に進めてまいります。

4) 町内では学習関連の事業者が多数いるため、事業者と連携し、放課後や長期休業中の学習サポートができる体制を検討する必要がある。

令和4年度においては、町内における学習関連事業者の調査及び事業者との連携の検討に至っておりません。今後町内の事業者の調査を実施し、夏休みの宿題のサポートなど、学習サポートにおける連携について検討してまいります。

5) 幼稚園において、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるよう医療機関と連携することで、美里町が実施する発達検査の機会を検討する必要がある。

令和4年度においては、就学前における障害の早期把握と適切な支援ができるために必要となる医療機関についての調査ができておりません。

このことについては、ことばの発達検査以外が各家庭での任意の判断になっている、保護者の理解にも差が生じている現状から町長部局と連携しながら、医療機関を含めた相談体制や一定の基準における検査体制の整備により、保護者の包括的な支援を検討してまいります。

## 2 来年度の点検・評価に向けて

令和5年度の点検・評価（対象年度：令和4年度）も引き続き、教育委員会の権限に属する事務のうち「教育委員会の会議運営」、「教育委員会が管理及び執行する事務」及び「総合計画を推進するための取組」の三つの項目を対象に、その事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行いました。

「教育委員会の会議運営」については、美里町教育委員会会議規則に規定されている項目、会議運営が公平で効果的に行われたかを点検・評価したものであり、来年度も引き続き同様に点検・評価していく考えです。

「教育委員会が管理及び執行する事務」については、昨年度に引き続き、地教育法第21条に規定する事務の管理及び執行の状況について点検・評価したことに加え、同法第25条第1項に規定するその権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させた事務について点検・評価したものです。また、令和3年度の点検・評価において、客観的な評価を行うために年間計画が必要である事務を確認しましたが、令和4年度において策定に至っていないものがあつたので、年間計画の策定に至っていない事務については、年間計画を作成し、事務の管理及び執行を行ってまいります。

「総合計画を推進するための取組」については、主な事業について、その達成度をそれぞれの事業に対する対象者の満足度を図ることとし、その対象者の事業に対する評価から課題を把握し、翌年度の事業における改善策を考察するため、満足度調査の実施状況について、点検・評価する必要があると考えました。実施した満足度調査の点検・評価により、その事業の取組内容や方法により課題を捉えることができたもの、その事業の取組内容や方法に課題があるため、事業を効果的ものとする課題の明確化にいたっていないものに大別することができました。前者においては、その事業の質を向上させるため、実行可能な改善策については早期に実施してまいります。後者については、課題となる事項を早期に検討し、事業における満足度調査がその事業の課題を的確に捉え、その解決となるよう実施計画の見直しを図ってまいります。

令和3年度に教育委員会が取り組んだ課題の一つであつた「美里町の就学援助制度の見直し」について、令和4年度の総合教育会議の協議においてオンライン学習通信費を新たに援助費科目として追加しました。また、それに併せて制度の案内文書の見直し、その設置場所を拡大することで希望する方の目に行き届きやすい環境の整備を行いました。今後は学校と連携しつつ、入学式や保護者参観のような機会を利用しながら、就学援助制度の理解及び浸透を促進してまいります。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について教育委員会が行

う点検・評価は、課題を明確にし、改善していくために極めて重要な役割を果たしているものと考えております。

今後さらにこの点検・評価をできるだけ客観的に行うことができるように工夫し、明らかになった課題を改善し、より良い教育委員会の運営に努めてまいります。